

# 住友化学グループサステナブル調達ガイドブック



## はじめに

### ●お取引先の皆様へ（サステナビリティへの取り組みのお願い）

住友化学は、社会の一員としての責任を果たしていくための諸課題に真摯に取り組んでおります。住友化学は法令や社内規程の遵守を最も重要な経営の根幹をなす理念と一貫して位置づけております。住友化学はこの方針に基づき、サステナブル調達に取り組んでおります。

お取引先(サプライヤー)は当社にとって重要なパートナーであり、住友化学だけでなく、お取引先の理解・協力を得て初めて、サプライチェーン全体としてサステナビリティを推進できると考えております。住友化学では、サステナビリティ推進に向け、お取引先の皆様に取り組んでいただきたい5つの取組を「住友化学グループサステナブル調達ガイドブック」にまとめました。お取引先(サプライヤー)の皆様には、「購買基本理念」を十分にご理解頂くとともに、当ガイドブックに基づいたご対応をよろしくお願いいたします。

2009年1月  
住友化学株式会社

住友化学では、コンプライアンスと自己責任に基づいた企業活動を行うことを自らの社会的責任と考え、コンプライアンス体制の拠り所となる基本的精神として「住友化学企業行動憲章」を以下のとおり制定しています。

### 「住友化学企業行動憲章」

1. 住友の事業精神を尊重し、世の中から尊敬される「よき社会人」として行動する。
2. 国内外の法令を守り、会社の規則にしたがって行動する。
3. 社会の発展に幅広く貢献する、有用で安全性に配慮した技術や製品を開発、提供する。
4. 無事故、無災害、加えて、地球環境の保全を目指し、自主的、積極的な取組を行う。
5. 公正かつ自由な競争に基づく取引を行う。
6. 健康で明るい職場づくりを心がける。
7. 一人ひとりが、それぞれの分野において、高度な技術と知識をもったプロフェッショナルになるよう、研鑽していく。
8. 株主、取引先、地域社会の方々等、企業をとりまくさまざまな関係者とのコミュニケーションを積極的に行う。
9. 国際社会の一員として、世界各地の文化・慣習を尊重し、その地域の発展に貢献する。
10. 以上の行動指針に基づく事業活動を通じ、会社の健全な発展に努める。

## ●住友化学購買基本理念

住友化学は購買活動にあたって以下のことを基本としています。

1.公正・公平・透明で自由な競争に基づき、個人的な利害関係や忝意の入らない取引を行うように努めます。

- i.住友化学は、取引先に対して忝意が入ることのないよう公正・公平な精神と態度で業務にあたります
- ii.住友化学は、購買取引において、関連法令・社内規程及びそれらの精神を遵守します
- iii.住友化学は、購入意思がない取引先への見積依頼や、取引上必要のない情報を入手することはいたしません
- iv.住友化学は、業務上の決定事項については会社の利益を最優先とし、個人的な感情、利害を排したうえで行います
- v.住友化学は、取引先に関する機密情報の不正取得・漏洩の防止を徹底します
- vi.住友化学は、明示的な承認を得ることなく自ら自社と取引し、またはその利害関係者に自社と取引をさせません
- vii.住友化学は、取引先から接待・贈答・謝礼等の個人的利得を得ることはいたしません

2.最適な経済合理的方法に基づいて発注先の決定を行うと共に、相互発展を目指した健全な取引関係の維持に努めます。

- i.住友化学は、安定した経営基盤・品質・価格・安定供給・技術開発力及び、サステナビリティへの対応を勘案し、自社にとって最善最適な発注先を選定します
- ii.住友化学は、全グループ的な観点から取引先との折衝・調整を行い、相互信頼の構築の為に、その行動及び言動に責任を持ちます

3.グループ全体におけるグローバル規模のコーポレートサービスの実現に努めます。

- i.住友化学は、グループ内の関連部署、関係子会社と綿密な連絡を保ちつつ、業務を遂行します

4.企業の社会的責任の遂行と取引先との健全な関係構築を目指し、サステナビリティに取り組んでいる取引先からの優先的な調達に努めます。

- i.住友化学は、取引先選定において、以下の事項を最大限に考慮します・法令・社会的規範を遵守していること・防災・安全確保に取り組んでいること・環境の保全に取り組んでいること・人権の尊重と差別の排除に取り組んでいること・労働環境に対する配慮を重視すること

5.常に品質ニーズを満たし、それ以上の付加価値サービスの提供に努めます。

- i.住友化学は、購入する物品・役務を厳格に評価し、必ず要求品質が満たされた取引を行います

6.購買業務においては安全・安定操業を全てに優先させ、無事故、無災害の実現に努めます。

- i.住友化学は、購買業務上の決定にあたっては安全・安定操業の実現を常に最優先とします

7.顧客満足を第一に考えた購買業務の実施に努めます。

- i.住友化学は、あらゆる局面で常に顧客を念頭に置き職務に当たります

8.購買業務の透明性を確保することに努めます。

- i.住友化学は、購買業務に関する手続は文書に基づき実施します
- ii.住友化学は、購買業務に係る文書を別途定める基準に従って保存・管理をおこないます
- iii.住友化学は、適宜適切な情報開示を行います

## 住友化学グループサステナブル調達ガイドブック目次

I. 法令遵守・倫理.....	5
(I-1) 各種業法の遵守.....	5
(I-2) 競争制限的行為の禁止.....	5
(I-3) 優越的地位の濫用の禁止.....	5
(I-4) 汚職・賄賂などの禁止.....	5
(I-5) 不適切な利益供与および受領の禁止.....	5
(I-6) 知的財産の尊重.....	5
(I-7) 不正行為の予防・早期発見.....	6
(I-8) 個人情報、顧客・第三者の機密情報の漏洩防止.....	6
II. 人権・労働.....	6
(II-1) 人権の尊重.....	6
(II-2) 差別の禁止.....	6
(II-3) 労働時間.....	7
(II-4) 従業員の団結権.....	7
(II-5) 強制的な労働の禁止.....	7
(II-6) 児童労働の禁止.....	7
(II-7) 適切な賃金.....	7
III. 防災・安全衛生.....	8
(III-1) 緊急時の対応.....	8
(III-2) 機械装置の安全対策.....	8
(III-3) 職場の安全.....	8
(III-4) 職場の衛生.....	8
(III-5) 従業員の健康管理.....	9
IV. 環境の保全.....	9
(IV-1) 環境マネジメントシステム.....	9
(IV-2) 製造工程で用いる化学物質の管理.....	9
(IV-3) 環境許可証／行政認可.....	9
(IV-4) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など).....	9
(IV-5) 廃棄物削減.....	10
(IV-6) 資源・エネルギーの有効活用(3R).....	10
V. 品質・製品安全性.....	10
(V-1) 品質マネジメントシステム.....	10
(V-2) 製品に含有する化学物質の管理.....	10
(V-3) 正確な製品・サービス情報の提供.....	10
(V-4) 製造工程・設備変更の事前相談と規格・仕様の遵守.....	11

## I. 法令遵守・倫理

### (I-1) 各種業法の遵守

**事業活動を行うにあたっては、その内容を十分理解し、各種業法を遵守する**

業法とはある特定の事業に関し適用され、当該事業を営む業者に対し、官公庁への届出、許認可取得、報告義務をはじめとするさまざまな義務を課している法律を総称して「業法」と呼んでいます。事業活動を規制する各種業法を理解し、各種業法において必要な許可、認可、免許の取得または届出を行い、また品質基準、表示方法、書面交付、定期報告、取引記録作成等、必要事項を遵守しなければならない。

### (I-2) 競争制限的行為の禁止

**公正・透明・自由な競争を阻害する行為を行わない**

競争を阻害する行為とは、同業他社との間で、製品・サービスの価格、量、販売地域などについて申し合わせを行うこと（カルテル）や、他の入札者との間で、落札者や落札価格の取り決めを行なうこと（入札談合）などをいう。また、他社の営業秘密を違法な方法で入手・利用することや、他社製品に関し虚偽の表示や顧客に誤解を生じさせるような表示を行うなどは、不正競争行為である。

### (I-3) 優越的地位の濫用の禁止

**優越的地位を濫用することにより、サプライヤーに不利益を与える行為を行わない**

優越的地位の濫用とは、購入者や委託者という立場を利用して、仕入先等との取引条件を一方的に決定・変更したり、不合理な要求や義務を課すことをいう。調達取引は、契約等をベースにして誠実かつ公平・公正に行い、優越的地位を濫用するような行為を行わない。優越的地位の濫用に関する法規制のある国では、それらの法令を遵守する。（例えば日本における独占禁止法、下請法）

### (I-4) 汚職・賄賂などの禁止

**政治・行政との健全かつ正常な関係を保ち、贈賄や違法な政治献金などを行わない**

贈賄とは、公務員およびそれに準じる者（以下公務員等という）に対し、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など、業務上の何らかの見返りを求めた金銭の提供・接待・贈り物、その他の利益や便宜の供与を行うことをいう。また、業務上の見返りを求めない場合であっても、公務員等に対し社会的儀礼を超えた接待・贈答を行うことも含む。違法な政治献金とは、例えば、許認可や取引の獲得・維持、非公開情報の入手など業務上の何らかの見返りを求める政治献金を行うことや、正規の手続きを踏まない政治献金を行うことをいう。

### (I-5) 不適切な利益供与および受領の禁止

**ステークホルダー（利害関係者）との関係において不適切な利益の供与や受領を行わない**

不適切な利益供与や利益授受とは、以下のようなものをいう。法令に定める範囲を超えて景品や賞品・賞金などを顧客に提供あるいは顧客より受領したり、社会的儀礼の範囲を超えた金品や接待を提供あるいは受領するような、賄賂性のある行為。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力（犯罪組織やテロ組織など）に不適切な利益を供与する行為。顧客などの業務に関する非公開の重要情報をもとに、当該会社の株式などの売買を行なうインサイダー取引。

### (I-6) 知的財産の尊重

#### 他者の知的財産権を侵害しない

知的財産とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密等をいう。製品、サービスの開発・生産・販売・提供などを行う場合は、第三者の知的財産の事前調査を十分行う。正当な理由のある場合を除き、第三者の知的財産の無断利用は知的財産権の侵害にあたる。また、金型図面やコンピュータソフトウェアその他の著作物の違法な利用・複製等も知的財産権の侵害にあたる。第三者の営業秘密を違法な手段で入手・使用することも同様に知的財産権の侵害にあたる。

### (I-7) 不正行為の予防・早期発見

#### 不正行為を予防するための活動を行い、また早期に発見し対応するための制度を整える

不正行為を予防するための活動とは、従業員への教育、啓発を行うとともに、風通しの良い職場風土を作ることである。不正行為の早期発見対応のための制度とは、例えば次のようなものをいう。社内や社外に不正行為に関する通報窓口を設置し、経営者が不正行為を早期に発見できるように努める。また、通報者の秘密を守り、適切に保護することに努める。不正行為には迅速に対処し、対応結果を適宜、通報者へフィードバックする。

### (I-8) 個人情報、顧客・第三者の機密情報の漏洩防止

#### 顧客・第三者・自社従業員の個人情報を適切に管理・保護する

個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 適切な管理とは、個人情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。また適切な保護とは、個人情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

機密情報とは、一般的に、機密である旨が合意されている文書等(電磁的・光学的に記録されたデータ情報を含む)により開示された情報や、機密である旨を告知したうえで口頭にて開示された情報を指す。適切な管理とは、機密情報に関する全般的な管理の仕組みの構築と運用を指し、従業員等の遵守すべき規範や方針の作成、それらに従った計画立案、施策実施、監査および見直しを含む。また適切な保護とは、機密情報を不正又は不当に取得、利用、開示又は漏洩しないことをいう。

## II. 人権・労働

### (II-1) 人権の尊重

#### すべての人の基本的人権を尊重し、各種ハラスメント(嫌がらせ)をはじめとする非人道的な扱いを禁止する

非人道的扱いとは、虐待、体罰、セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)、パワーハラスメント(暴言による嫌がらせや威圧的行為)などを指す。また、個人の尊厳を傷つける行為や嫌がらせやいじめに類するような言動を行うことは、倫理に反するだけでなく、場合によっては損害賠償や慰謝料を請求され得る不法行為であることを念頭に置き、一切排除しなくてはなりません。

### (II-2) 差別の禁止

## 求人・雇用における差別をなくし、機会均等と処遇における公平の実現に努める

差別とは、本人の能力・適性・成果などの合理的な要素以外により、採用・昇進・報酬・研修受講などの機会や処遇に差を設けることをいう。差別の要素としては、例えば、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的志向、障害の有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無などがある。また、健康診断や妊娠検査が機会均等または処遇における公平を損なう場合には差別的行為とみなされる。

### (II-3) 労働時間

#### 法定限度を超えないよう、従業員の労働時間・休日・休暇を適切に管理する

適切な管理とは、次のような行為を指す。

- ・年間所定労働日数が法定限度を超えないこと
- ・超過勤務時間を含めた1週間当たりの労働時間（緊急時、非常時を除く）が法定限度を超えないこと
- ・1週間に最低1日の休日を与えること
- ・法令に定められた年次有給休暇を与えること。

### (II-4) 従業員の団結権

#### 労働環境や賃金水準等の労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権を尊重する

従業員の団結権の尊重とは、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく結社する自由、法令に従い労働組合に加入する自由、抗議行動を行う自由、労働者評議会などに加わる自由などに配慮することを指す。

### (II-5) 強制的な労働の禁止

#### すべての従業員をその自由意思において雇用し、また従業員に強制的な労働を行わせない

強制的な労働とは、自らの意思によらないすべての労働のことである。強制的（あるいは強制的な労働）とは、例えば、次のようなものを指す。本人の意思に反して就労させる強制労働、借金等の返済のために離職の自由が制限される債務労働、人身売買の結果として行われる奴隷労働。また囚人であれども過酷な環境における非人道的な囚人労働。自由な離職の権利がないことや、身分証明書・パスポート・労働許可証の雇用者への預託を義務付ける行為も強制的な労働の一種である。

### (II-6) 児童労働の禁止

#### 最低就業年齢に満たない児童対象者を雇用せず、また児童の発達を損なうような就労をさせない

児童労働とは、一般論としてILO（国際労働機関）の条約・勧告に定められた最低就業年齢に満たない者を雇用することや、若年労働者の保護を怠ることを指す。例えば、日本国内においては、15歳未満の者を雇用することや、若年労働者保護のための法令に違反することも、禁止されている児童労働にあたる。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業から若年労働者を保護する法規制の例として、夜間労働や危険作業などの制限が挙げられる。海外においても、所在国の法令で定められた最低就業年齢に満たない者の雇用や保護義務違反は児童労働にあたる。また、法令の定めのない国では、ILOの最低年齢条約・勧告に反する行為は児童労働にあたる。（最低就業年齢の原則は15歳：ILO条約第138号） 1

### (II-7) 適切な賃金

#### 従業員に少なくとも法定最低賃金を支払い、また不当な賃金減額を行わない

最低賃金とは、所在国における賃金関連法令で定められた最低の賃金をいう。本項目では、超過勤務手当や

法定給付を含むその他の手当の支払も含む。不当な賃金減額とは、労働関連法令等に違反する賃金減額を指す。

### Ⅲ. 防災・安全衛生

#### (Ⅲ-1) 緊急時の対応

生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故などを想定の上、緊急時の対応策を準備し、また職場内に周知徹底する

緊急時の対応策とは、例えば、緊急時の報告、従業員への通知、避難方法の明確化、避難施設の設置、緊急医療品の備蓄、火災探知システムの設置、火気抑制設備の設置、外部通信手段の確保、復旧計画の整備、災害時における地域との連携などを指す。職場内への周知徹底方法として、従業員への緊急対応教育（避難訓練を含む）を実施することや、緊急時の対応手順書などを職場内で容易に手の届く場所に保管あるいは掲示することが挙げられる。

#### (Ⅲ-2) 機械装置の安全対策

自社で使用する機械装置類に適切な安全対策を講じる

適切な安全対策とは、就業中に発生する事故や健康障害の防止のための管理を指し、例えば次のようなものをいう。

フェイルセーフ(\*1)、フールプルーフ(\*2)、インターロック(\*3)などと呼ばれる安全機構の採用、安全装置や防護壁等の設置、機械装置の定期的な検査とメンテナンスの実施。

- \*1. フェイルセーフ：装置、システム等において、故障や操作ミス、設計上の不具合などの障害が発生することをあらかじめ想定し、起きた際の被害を最小限にとどめるよう、誤操作、誤動作による障害が発生した場合、常に安全側に制御するための安全機構の一種
- \*2. フールプルーフ：装置、システム等の使用において、よく分かっていない人が使用する場合、あるいは、作業手順を間違えた場合も、危険にさらされることがないように、設計の段階で安全対策を施し、安全を確保しておくこと
- \*3. インターロック：複数の動作プロセスをもつシステムにおいて、プロセス相互間の動作を調整し、あるプロセスが適正（安全）な状態にある場合のみ他のプロセスの動作を可能にするよう制御する機構のこと

#### (Ⅲ-3) 職場の安全

職場の安全に対するリスクを評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する

職場の安全に対するリスクとは、電気その他のエネルギー、火気、乗物、滑り・つまずき易い床面、落下物などの、就業中に発生する事故や健康障害の潜在的なリスクを指す。適切な設計や技術・管理手段とは、例えば、センサによる危険個所の監視、機械や装置に供給される動力源を施錠することによる遮断（ロックアウト）、動力源の遮断中にエネルギー遮断装置の操作の禁止を明示する札の設置（タグアウト）、保護メガネ・安全帽・手袋などの保護具の提供などが挙げられる。

#### (Ⅲ-4) 職場の衛生

職場において人体に有害な生物や化学物質および騒音や悪臭などに接する状況を把握し、適切な対策を講じる

人体に有害な化学物質として、煤煙、蒸気、ミスト、粉塵などや、毒劇物、放射線、慢性病を引き起こす物質（鉛、アスベストなど）などが挙げられる。また、騒音や悪臭なども著しい場合には人体に有害なものとして本項の要素である。適切な対策とは、例えば、これらへの直接的接触機会の特定や査定、管理基準の制定及び運用、従業員への適切な教育や保護用品の提供などのことを指す。



### (Ⅲ－５) 従業員の健康管理

全ての従業員に対し、適切な健康管理を行う

適切な健康管理とは、少なくとも法令に定める水準において健康診断などを 実施し従業員の疾病の予防と早期発見を図ることを指す。 あわせて過重労働による健康障害の防止やメンタルヘルスなどのケアについても十分に配慮していく必要がある。

## IV. 環境の保全

### (IV－１) 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムを構築し、また運用する

環境マネジメントシステムとは、環境活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで環境活動とは、環境方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、環境保全に対して、いわゆるPDCA(\*4)サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。代表的な環境マネジメントシステムとしては、ISO (\*5) 14001 などが挙げられ、第三者認証を受けることができる。

\*4. PDCA : Plan (計画), Do (実施), Check (点検), Act (処置) の略。綿密に業務計画を立て、その通りに(軌道修正しながら)実践し、結果を評価し、改善し、次につなげるというサイクルを指し、品質や業務改善のマネジメント手法として用いられる。

\*5. ISO : International Organization for Standardization (国際標準化機構)

### (IV－２) 製造工程で用いる化学物質の管理

製造工程において、所在国の法令等で指定された化学物質を管理する

製造工程における化学物質の管理とは、製品に含有されてはならない化学物質を管理することはもとより、外部環境に排出される化学物質についても排出量の 把握、行政への報告などを行い、当該物質の排出量の削減に努めることをいう。

### (IV－３) 環境許可証/行政認可

所在国の法令等に従い、必要とされる場合は行政からの許認可を受け、また必ず要求された管理報告を行政に提出する

日本国内の場合、法令等で定められた、一定の資格を取得した管理者の設置義務として、廃掃法/特別管理産業廃棄物管理責任者、省エネ法/一定レベル以上のエネルギーを使用する工場におけるエネルギー管理士、大気汚染防止法等/化学物質、粉塵、煤塵を排出する工場における公害防止管理者などが挙げられる。また事業に用いる化学物質により、毒物・劇物管理、特定化学物質管理、危険物管理などの責任者を設置する義務がある。事業内容や工場立地により、環境影響評価、危険物取扱施設などに関する行政の許認可が必要な場合がある。

### (IV－４) 環境への影響の最小化(排水・汚泥・排気など)

排水・汚泥・排気などに関する所在国の法令等を遵守し、また温室効果ガス削減を含め必要に応じて自主規準をもって更なる改善をする

自主規準とは、法令等に定められた水準以上の環境負荷削減のための目標を持つことである。公害の発生を予

防することはもとより、さらなる改善のための活動として、例えば、排水中の化学的酸素供給量（COD）等・排気中の二氧化硫黄等の監視方法、制御方法、処置方法の改善や、それらの流出量の削減などが挙げられる。

温室効果ガスとは二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、代替フロンガス等を指す。継続的削減活動として、これら温室効果ガスに対して、自主的な削減目標を設定し、計画を立案し、確実に実行することが挙げられる。

#### （IV－5）廃棄物削減

廃棄物の削減を実行するための自主目標を設定し、また継続的削減を図る

廃棄物とは、事業所等から外部へ排出される価値のない不要物を指す。各国法令で規制される化学物質の環境への排出量を遵守する。継続的削減活動として、廃棄物の排出量に対して、自主的な削減目標を設定し、確実に実行することが挙げられる。例として水中燃焼炉を設置し水溶液を処理すること等が挙げられる。

#### （IV－6）資源・エネルギーの有効活用(3R)

省資源・省エネルギーを実行するための自主目標を設定し、また継続的な資源・エネルギーの有効活用を図る

省資源とは、資源の有効活用を図ることをいう。そのための手段として製品への材料使用量および廃棄物の削減、ならびに再生資源および再生部品の利用を促進すること等がある。

省エネルギーとは、熱や電力エネルギーの使用の合理化を図ることをいう。エネルギーの節約をすることで石油、天然ガス、石炭、コークスなどの燃料資源を有効に利用することができる。

3Rとは Reduce（削減）、Reuse（再利用）、Recycle（再資源）を指す。

### V 品質・製品安全性

#### （V－1）品質マネジメントシステム

品質マネジメントシステムを構築し、また運用する

品質マネジメントシステムとは、品質保証活動を推進するための全般的な管理の仕組みをいい、組織体制・計画的活動・責任分担・慣行・手順・プロセス・経営資源を含んだものを指す。ここで品質保証活動とは、品質方針を作成し、その方針に従った施策を実施し、達成し、見直し、かつ維持することをいい、品質保証に対して、いわゆる PDCA サイクルを回しながら継続的改善を行うことを意味している。代表的な品質マネジメントシステムとしては、ISO9000 ファミリーなどがある。

#### （V－2）製品に含有する化学物質の管理

すべての製品に対して、各国の法令等で指定された化学物質を管理する

製品に対する化学物質の管理とは、各国の法令等で含有禁止に指定された化学物質に関して必要とされる試験評価を行うことや、必要とされる表示義務等を遵守することをいう。

#### （V－3）正確な製品・サービス情報の提供

消費者や顧客に対して、製品・サービスに関する正確な情報を提供する

正確な情報とは、例えば次のようなことをいう。

- ・ 製品やサービスに関する仕様・品質・取扱い方法が正確であること。
- ・ 製品に使用されている部材・部品の含有物質等の情報が正確であること。
- ・ 製品やサービスに関するカタログ等の表示および広告宣伝においては、事実と異なる表現や、消費者や顧客

に内容を誤認させる表現を行わず、また他の企業や個人の中傷誹謗、権利侵害等の内容を含まないこと。

#### (V-4) 製造工程変更の事前相談と規格・仕様の遵守

製造法、製造設備、使用原料などの製造工程変更は必ず事前相談する。また、規格・仕様を遵守する

製造工程変更とは、製造法、製造設備、使用原料などの変更をいう。原料・包装材料は規格内であっても最終製品の品質・機能に影響する可能性がある。このため、製造法、製造設備、使用原料などの変更を行う場合は、必ず変更前に事前相談が必要である。原料・包装材料の規格・仕様等を遵守することは、最終製品機能を実現するための基本条件である。住友化学との合意に基づく納入仕様書・包装材料規格表を必ず提出し、納入時には原料・包材の荷扱・安全・積載量に関し、取引先物流会社へ情報周知徹底をすること。